

第10

年金にかかる税金

老齢厚生年金などの公的年金および退職等年金給付の退職年金は、所得税法上「雑所得」として、年金の支払いの際に所得税および復興特別所得税が源泉徴収されることになっています。なお、遺族厚生年金や障害厚生年金などの年金には所得税は課税されません。

1. 所得税の源泉徴収について

(1) 源泉徴収の際の所得控除

その年中に連合会から受ける老齢厚生年金等の支給額が源泉徴収の対象となる年金額（見込み）であり、連合会の年金の支給額から所得控除（配偶者控除、扶養控除などの人的控除）を受けることを希望する場合は、年金の決定を受けようとする時に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下、「扶養親族等申告書」といいます。）」を連合会に提出してください。

ただし、扶養親族等申告書の提出の有無にかかわらず、基礎的控除は適用になります。

年金決定後は、源泉徴収の対象となる方へ、毎年、連合会から「扶養親族等申告書」をお送りします。

(2) 源泉徴収の対象となる年金額

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」等に関する見直しが行われました。そのため、源泉徴収の対象となる年金の支給額が65歳未満の方は155万円以上、65歳以上の方は205万円以上（老齢基礎年金の受給対象の方は127万円以上）に改正されました。

2. 源泉徴収税額の計算について

各定期支給期月の源泉徴収税額は、次の計算式により求めます。

(1) 「扶養親族等申告書」を提出した方の場合

◎ 源泉徴収税額の計算

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{2 か月分の支給額} - \text{1 か月分の控除額} \times 2) \times 5 \%$$

※控除額の計算

$$\text{控除額} = \text{基礎的控除額 (月額)} + \text{人的控除額 (月額)}$$

- (注) 1. 日本年金機構から老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から 47,500 円が減額されます。
2. 算出した支給額または算出した税額に 1 円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。
3. 算出した控除額に 1 円未満の端数があるときは、端数は切り上げます。

●令和 7 年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額

令和 7 年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は次のとおりです。
なお、令和 7 年 12 月の年金支払時に改定後の基礎的控除額を用いて試算した 1 年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行い、差額が生じる場合には、その差額を還付することになります。

受給権者の年齢	基礎的控除額	
	令和 7 年 12 月の精算時	令和 7 年の各月の年金支払時
65 歳未満	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (125,000 円未満の場合、125,000 円)	公的年金等の月割額×25%+65,000 円 (90,000 円未満の場合、90,000 円)
65 歳以上	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (165,000 円未満の場合、165,000 円)	公的年金等の月割額×25%+65,000 円 (135,000 円未満の場合、135,000 円)

(注) 「月割額」は、年金額を 12 で除して得た額で、その額が 4 の整数倍でないときは、4 の整数倍に切り上げます。

●基礎的控除額 (月額)

令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う年金の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額は次のとおりです。

受給権者の年齢	年金額	基礎的控除額	
		令和 8 年分	令和 9 年分
65 歳未満	213 万円以下	公的年金等の月割額×25%+105,000 円 (130,000 円未満の場合、130,000 円)	
	213 万円超	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (125,000 円未満の場合、125,000 円)	公的年金等の月割額×25%+75,000 円 (100,000 円未満の場合、100,000 円)
65 歳以上	242 万円以下 ^{※1}	公的年金等の月割額×25%+105,000 円 (175,000 円未満の場合、175,000 円)	
	242 万円超 ^{※2}	公的年金等の月割額×25%+100,000 円 (165,000 円未満の場合、165,000 円)	公的年金等の月割額×25%+75,000 円 (140,000 円未満の場合、140,000 円)

※ 1 老齢基礎年金の受給対象の方は 163 万円以下

※ 2 老齢基礎年金の受給対象の方は 163 万円超

(注) 「月割額」は、年金額を 12 で除して得た額で、その額が 4 の整数倍でないときは、4 の整数倍に切り上げます。

●人的控除額（月額）

次の①～⑤欄により求めた金額の合計額となります。

区 分	内 容	人 的 控 除 額
受給権者本人 にかかるもの	① 障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦 ひとり親	22,500円 30,000円
控除対象配偶者 および扶養親族に かかるもの	③ 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者（70歳以上）	32,500円 40,000円
	④ 控除対象扶養親族（16歳以上） 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 特定親族（19歳以上23歳未満） 老人扶養親族（70歳以上）	1人につき 32,500円 〃 52,500円 〃 52,500円 〃 40,000円
	⑤ ③、④および扶養親族が障害者 〃 特別障害者 〃 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

- （注）1. 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。なお、源泉控除対象親族となるのは、合計所得金額が85万円以下の方となります。
2. 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている方をいいます。
3. 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある方をいいます。
4. 「同居特別障害者」とは、特別障害者のうち、受給権者と常に同居している方をいいます。
5. 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は、障害の程度と受給者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除が適用されます。

（2）平成25年から令和19年までの各年分の年金については、「復興特別所得税」として、前記（1）により算出した所得税とあわせて、次の式により算出された税額が源泉徴収されます。

$$\text{復興特別所得税} = \text{年金から源泉徴収される所得税額} \times 2.1\%$$

3. 源泉徴収税額の計算例

〈例〉年金額 1,905,576 円（定期支給期月の支給額 317,596 円）

本人が66歳で、控除対象配偶者あり

「扶養親族等申告書」の提出あり

○各定期支給期月の源泉徴収税額の計算

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{支給額} & & \text{控除額（注）} & \text{税率} & & \text{源泉徴収税額} \\
 (317,596 \text{ 円}) & - & (300,000 \text{ 円}) & \times & 5.105 \% & \div \\
 \vdots & & \vdots & & & \\
 (1,905,576 \text{ 円} \times \frac{2}{12} \text{ か月}) & & (150,000 \text{ 円} \times 2 \text{ か月}) & & &
 \end{array}$$

898 円

○支払金額の計算 $317,596 \text{ 円} - 898 \text{ 円} = 316,698 \text{ 円}$

(注) 控除額の計算 (月額)

基礎的控除額	人的控除額
$(158,798 \text{ 円} \times \frac{25}{100} + 100,000 \text{ 円})$	$+ 32,500 \text{ 円}$
月割額の 25%	配偶者控除

$$= 197,500 \text{ 円}$$

※ () 内の計算金額が 165,000 円未満の場合は 165,000 円

$$197,500 \text{ 円} - 47,500 \text{ 円} = 150,000 \text{ 円}$$

※ 65 歳以上で、老齢基礎年金を受ける権利があるときは、基礎的控除額と人的控除額の合計額から 47,500 円が調整 (減額) されます。

※ 支給額とは、厚生年金 (報酬比例額) と共済年金 (経過的職域加算額) を合わせたものです。

4. 確定申告について

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行います。給与所得のように「年末調整」による税額の精算を行いません。

老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合には、年金と給与所得等からのそれぞれの徴収税額を合算した「合計税額」と、年金と給与所得等を合算した所得の総額に対する「年税額」との過不足額を確定申告で精算することになります。

また、その年の所得が年金だけの場合でも、雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けられるときは、確定申告で精算することになります。

なお、公的年金等の収入金額 (年金額) の合計が 400 万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、確定申告は原則として不要になりましたが、市区町村への住民税の申告が必要です。

※ KKR 年金スマートサービス (129 項をご覧ください。) に利用登録すると、マイナポータルに連携する e- 私書箱から公的年金等の源泉徴収票の電子データを受け取ることができます。e-Tax を利用して確定申告する方はぜひご活用ください。